

Q5. 除名要件について教えてください。

法定脱退となる除名の要件である参考定款例第13条（除名）第1号に規定する「長期間にわたって組合の事業を利用しない組合員」は、なぜ除名しなければなりませんか。

上記の場合の「長期間」とは、何ヵ月以上ですか。例えば利用については1年以上とか経費支払を1年以上怠るなど（1年以内では対象とするには過酷とも思われ、反面、経費支払を1年以上怠っては組合の年度事業計画の遂行に支障がある）。

【Answer】

組合は、組合員が協同して事業を行うべきであって、長期間にわたって組合の事業を利用しないような場合は、組合制度の主旨に反し、また、同志的結合の意思を欠いたものと認められ、組合員たる地位を与えておく理由がないからです。

また、何ヵ月以上が長期間であるかは、個々の場合に則して具体的に判断する他はありません。組合事業に対する不熱心さが明らかである程度に長期間であることを要すわけですが、実状に応じ判断すべきです。除名理由における「長期間にわたって組合の事業を利用しない組合員」の長期間とは、社会通念上許される範囲の長期間で、貴組合及び組合員自体が判断し決定すべきものであって、一般的に何ヵ月、何年とは定められません。